群馬県後期高齢者医療広域連合会計管理者事務専決規程

平成23年5月17日

訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、会計管理者の権限に属する事務の処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。

(用語)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。
 - (2) 専決 専決者が、この訓令の定める範囲に属する事務について、そ の責任において決裁することをいう。

(会計管理者の事務の代理)

- 第3条 会計管理者の事務を代理する者は、群馬県後期高齢者医療広域連合 予算決算会計規則(平成19年規則第11号)第84条第6項に規定する職員とす る。
- 2 前項に規定する職員が代理できないときは、その事務を事務局次長が代理するものとする。

(会計課長の専決事項)

- 第4条 会計課長の専決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる経費の支出負担行為の確認及び支出命令の審査をすること。
 - ア報酬、共済費、賃金及び旅費等の義務的経費
 - イ 光熱水費、通信運搬費等の定例的経費
 - ウ ア及びイに掲げるものを除くほか、1件 500 万円未満の 経費
 - (2) 戻入命令の審査をすること。
 - (3) 精算命令の審査をすること。
 - (4) 過誤納還付金の還付命令の審査をすること。
 - (5) 歳入歳出外現金の払出命令の審査をすること。
 - (6) 軽易な報告書、申請書、届書及び通知書の処理に関すること。

(専決の制限)

第5条 前条の専決事項であっても、次のいずれかに該当する場合は、専決

することができない。

- (1) 異例に属するもの。
- (2) 紛議論争のあるもの又は将来その原因になるおそれのあるもの。
- (3) その他特に上司において事案を了知しておく必要があると認められるもの。

(軽易な事務の処理)

第6条 この訓令に専決事項として定められていない事項で事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、この訓令に準じて専 決することができる。

附則

この訓令は、平成23年5月17日から施行する。